

# 新型コロナウイルス感染症に関連する寄附金の指定について

令和2年6月  
財務省

## 1. 新型コロナウイルス感染症に関連するボランティア団体等向け寄附金

寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（令和2年6月19日財務省告示第152号）本文第1号に基づき、新型コロナウイルス感染症に関連して中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金（令和2年6月19日から令和3年1月31日までに受け入れたものに限り）については、下表のとおり税制上の優遇措置の対象となります。

個人が寄附した場合	次のいずれかを選択 ① 所得控除：寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円 ② 税額控除：（寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円）×40%  ※ 所得税額の25%を限度  (※)
法人が寄附した場合	全額損金算入

寄附金募集の詳細については、[中央共同募金会のホームページ](#)を御参照ください。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行う公益社団法人又は公益財団法人が募集する寄附金

令和2年6月30日財務省告示第159号による改正後の寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（令和2年6月19日財務省告示第152号）本文第2号に基づき、公益社団法人又は公益財団法人が自ら行う下記(1)から(6)までの活動（以下「新型コロナウイルス感染症対策等支援活動」といいます。）に特に必要となる費用に充てるため、その公益社団法人又は公益財団法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（以下「新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金」といいます。）については、下表のとおり税制上の優遇措置の対象となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により日常生活に支障を生じていることその他これに類する事実がある者に対する支援を行う活動
- (2) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための対策を周知する活動
- (3) マスクその他の着用することによって新型コロナウイルスにばく露することを防止するた

めの個人用の道具又は消毒液を配布する活動

- (4) 新型コロナウイルス感染症の患者が療養をするためのテントその他の仮設の施設を設置する活動
- (5) 新型コロナウイルス感染症の患者の診療に従事する医療従事者の通勤を支援する活動
- (6) 新型コロナウイルス感染症の患者の移送を支援する活動

個人が寄附した場合	次のいずれかを選択 ① 所得控除：寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円 ② 税額控除：（寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円）×40% （※） ※1 所得税額の25%を限度 ※2 租税特別措置法第41条の18の3の規定により、PSTと同様の要件等を満たす公益社団法人又は公益財団法人への寄附金については、所得控除に代えて税額控除を選択することができる
法人が寄附した場合	全額損金算入

#### イ 対象法人

公益社団法人又は公益財団法人のうち、新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を自ら行う法人が対象となります。

#### ロ 対象資金

対象法人が行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるものが対象となります。

（注）相当（実費相当額以上）の対価（助成金を含む。）を得て行う活動に要する費用又は役員報酬及び従来より経常的に発生している従業員の給与などに充てるために募集されるものは対象とはなりません。

#### ハ 募集対象金額

対象資金のうち、自己資金、対価又は助成金で賄えない部分が新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金の募集対象となる金額となります。

#### ニ 指定寄附金の確認申請

対象法人が新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金を指定寄附金として募集しようとする場合には、行政庁に確認の申請を行ってください。

#### ホ 寄附金の募集期間

行政庁の確認を受けた日の翌日から令和3年1月31日までに受け入れた新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金が対象となります。

募集のための手続等の具体的な取扱いについては、「公益法人 information」を御参照ください。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行う認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）が募集する寄附金

令和2年6月30日財務省告示第159号による改正後の寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（令和2年6月19日財務省告示第152号）本文第3号に基づき、認定特定非営利活動法人等（以下「認定NPO法人等」という。）が自ら行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるため、その認定NPO法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（以下「新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金」といいます。）については、下表のとおり税制上の優遇措置の対象となります。

個人が寄附した場合	次のいずれかを選択 ① 所得控除：寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円 ② 税額控除：（寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円）×40% （※） ※ 所得税額の25%を限度
法人が寄附した場合	全額損金算入

#### イ 対象法人

認定NPO法人等（注）のうち、新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を自ら行う法人が対象となります。

（注）認定NPO法人等とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」という。）及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下「特例認定NPO法人」という。）をいいます。

#### ロ 対象資金

対象法人が行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるものが対象となります。

（注）相当（実費相当額以上）の対価（助成金を含む。）を得て行う活動に要する費用又は役員報酬及び従来より経常的に発生している従業員の給与などに充てるものは対象とはなりません。

#### ハ 募集対象金額

対象資金のうち、自己資金、対価又は助成金で賄えない部分が新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金の募集対象となる金額となります。

#### ニ 指定寄附金の確認申請

対象法人が新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金を指定寄附金として募集しようとする場合には、所轄庁に確認の申請を行って下さい。

ホ 寄附金控除等の対象

所轄庁の確認を受けた日の翌日から令和3年1月31日までに受け入れた新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金が対象となります。

募集のための手続等の具体的な取扱いについては、内閣府ホームページを御参照ください。

問い合わせ先
財務省主税局税制第三課
03-3581-4111 内線：2435